

火傷病防疫指針

第1 定義

本指針において「火傷病」とは、火傷病菌 (*Erwinia amylovora*) によって、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）別表 2 の 16 の項に掲げる植物（以下「宿主植物」という。）に引き起こされる病気のことをいう。

第2 事前の準備

1 連絡体制の構築等

- (1) 重要病虫害発生時対応基本指針（平成 24 年 5 月 17 日付け 24 消安第 650 号消費・安全局長通知。以下「基本指針」という。）第 3 の 1 (2) に規定する情報は、次に掲げる事項とし、都道府県は、市町村、農業者団体、種苗団体、養蜂団体等から情報収集に努めるものとする。なお、養蜂業者、養蜂の場所及び期間については、養蜂振興法（昭和 30 年法律第 180 号）に基づく届出及び転飼許可の状況を確認することにより把握する。

ア 生産園地の場所

イ 生産園地における宿主植物の種類及びその生産規模（面積、生産量等）

ウ 生産園地における宿主植物の栽培暦

エ 生産園地における宿主植物を栽培する農業者、苗木業者等の連絡先

オ 生産園地における養蜂又は花粉媒介昆虫を利用した受粉の実施状況等

カ その他発生状況等の調査及び防除に資する情報

- (2) また、都道府県は、火傷病の発生時に迅速な情報収集を行うことができるよう情報の入手先、入手方法等について、市町村、農業者団体等と連携し、あらかじめ整理しておくものとする。

2 資材の確保

基本指針第 3 の 2 (2) に規定する資材の確保は、次のとおり行うものとする。

- (1) 横浜植物防疫所調査研究部は、火傷病菌の同定に必要な器具資材（イムノクロマト法検定試薬、培地作製用試薬、PCR 用試薬、電気泳動用試薬、簡易同定キット（API20NE）、その他細菌学的性状調査に必要な試薬、病原性試験用植物等）を確保するものとする。
- (2) 植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。以下同じ。）は、平時より、初動防除に用いる薬剤（銅水和剤及びストレプトマイシン水和剤等の抗生物質剤）の確保に努めるものとする。

3 情報の収集・共有

基本指針第3の3に規定する情報の収集・共有のほか、植物防疫所及び都道府県は、農業者等の火傷病への理解を深め、火傷病に係る情報が速やかに収集される体制を構築するよう努めるものとする。

第3 火傷病菌の発見・報告

1 侵入調査の実施

基本指針第4の1（1）に規定する侵入調査は、侵入調査事業の実施について（令和5年3月24日付け4消安第7242号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）に規定する侵入調査マニュアル（以下単に「侵入調査マニュアル」という。）に従い行うものとする。

2 疑似症状植物の発見の報告

基本指針第4の1（3）に規定する報告は、次のとおり行うものとする。なお、風評被害を防止するため、情報の取扱いには注意するものとする。

- （1）植物防疫所及び都道府県は、侵入調査において火傷病の疑似症状を有する植物（以下「疑似症状植物」という。）を発見したとき又は農業者等から疑似症状植物の発見の情報提供があったときは、別添1を参考として速やかに、互いに情報共有するものとする。また、必要に応じて、地方農政局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び市町村にも情報共有するものとする。
- （2）植物防疫所は、侵入調査において疑似症状植物を発見したとき、農業者等から疑似症状植物の発見の情報提供があったとき又は都道府県から（1）の連絡があったときは、農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）に連絡するとともに、基本指針第4の1による報告を行うものとする。

3 発見された疑似症状植物に係る同定

基本指針第4の2に規定する有害動植物の同定は、次のとおり行うものとする。なお、風評被害を防止するため、情報の取扱いには注意するものとする。

- （1）植物防疫所及び都道府県は、2の連絡又は報告を行うとともに、現場に赴き、当該症状の確認を行うものとする。なお、当該症状の確認に際しては、デジタルカメラ等により発症部位、発症部位を含む枝や樹全体、周囲の様子等を撮影した後に、侵入調査マニュアルに従って、当該部位を採取し、速やかに横浜植物防疫所調査研究部に送付するものとする。また、撮影した画像については、速やかに関係機関に共有するものとする。
- （2）試料の送付を受けた横浜植物防疫所調査研究部は、血清学的診断法、遺伝子的診断法、細菌学的性状調査及び接種試験により同定を行う。なお、同定の手順については、横浜植物防疫所長が定めるところによる。
- （3）横浜植物防疫所調査研究部は、各同定の手法ごとに、検定開始から次に掲げる期間内に検定の結果を植物防疫課に報告するものとする。

- ア 血清学的診断法：3 日以内
- イ 遺伝子診断法：1 週間以内
- ウ 細菌学的性状調査及び接種試験（以下「細菌学的性状調査等」という。）：
1 か月以内

4 発見の報告

基本指針第 4 の 3 に規定する有害動植物の報告は、次のとおり行うものとする。

- (1) 植物防疫所又は都道府県は、3 の同定の結果、血清学的診断法による検定結果が陽性であった場合には、基本指針第 4 の 3 に規定する報告を行うものとする。
- (2) 都道府県は、植物防疫法関係事務に係る処理基準（平成 12 年 4 月 11 日付け 12 農産第 2652 号農林水産省事務次官依命通知）により植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 21 条に基づく報告も行うものとする。なお、速やかに本報告を行うことができる場合は（1）の報告を省略することができる。

第 4 初動対応

1 現地連絡会議の設置

- (1) 第 3 の 3 の血清学的診断法において陽性となった場合、植物防疫所は、都道府県及び地方農政局の協力を得て、火傷病の対策を迅速かつ的確に実施するため、現地連絡会議を設置する。現地連絡会議の議長は、原則として、疑似症状植物が発見された都道府県を管轄する植物防疫所の統括植物検疫官（国内検疫担当）又は支所長とする。
- (2) 現地連絡会議は、都道府県、植物防疫所及び地方農政局の担当者をもって構成するものとし、必要に応じて市町村、農業者団体、調査・防除の関係者等を加えるものとする。
- (3) 現地連絡会議においては、以下のア及びイについて、開催時に得られている情報の共有を図り、ウからキまでについて協議する。また、新たな情報を入手次第、情報の共有及び更新を図るものとする。

ア 発見までの経緯

- ① 火傷病の発生疑いに至るまでの経緯
- ② 発見地点及びその周辺における侵入調査の実施状況等
- ③ 被害状況（発生・被害面積等）

イ 発見地点周辺の環境

- ① 疑似症状植物の発見地点を中心とした半径 500m の円により囲まれた区域（以下「調査区域」という。）内における宿主植物の分布（野生・庭木を含む。）

- ② 調査区域内における宿主植物の栽培状況
 - ③ 疑似症状植物の発見地点を中心とした概ね半径 2 k m の円により囲まれた区域内の宿主植物の苗木等業者の有無及びその情報
 - ④ 調査区域内において宿主植物の経済栽培がある場合はその種類（宿主植物名及び苗木・生果実等の別）、出荷時期及び出荷先
 - ⑤ 調査区域内の宿主植物（野生・庭木を含む。）の所有者の情報
 - ⑥ 調査区域内及びその近隣地域で養蜂等を行っている養蜂業者及び花粉媒介昆虫の利用者の連絡先等の情報
 - ⑦ 調査区域の地理的環境、交通状況等
 - ウ 初動対応の具体的な内容及び役割分担
 - エ 調査日程及び必要な人員・車両等の調整
 - オ 地元住民、農業者団体等への説明時期及び方法
 - カ 侵入の原因
 - キ その他必要な事項（調査結果の共有、今後の対策等）
- （４）風評被害の防止、個人情報保護の観点から、現地連絡会議で共有された情報の扱いには十分注意するものとする。
- （５）植物防疫所は、初動対応が終了するまでの間、適宜現地連絡会議を開催すること等により、同会議の構成者と情報を共有するとともに、調査及び防除対策の円滑な実施に向けた調整を行うものとする。
- （６）植物防疫所は、現地連絡会議の協議内容等について、随時、植物防疫課に報告するものとする。
- （７）植物防疫課は、（６）の報告を受け、他の都道府県を含む関係する地域について侵入警戒体制の強化等の措置を講じる必要があると認めた場合には、発見のあった都道府県の了解を得た上で、地方農政局を通じて関係する都道府県に対し、火傷病の発生状況に関する情報を提供するものとする。また、関係する都道府県に対し、地方農政局を通じて調査の実施を求めるものとする。

2 発生状況等の調査等

（１）発生状況等の調査

ア 調査の実施

植物防疫課は、血清学的診断法の結果が陽性であるとの報告があった場合、基本指針第 5 の 1 の（１）に基づき、火傷病菌の緊急防除実施基準（令和 5 年 3 月 24 日農林水産省告示第 451 号。以下「実施基準」という。）の 2 及び火傷病菌の緊急防除実施基準細則（令和 5 年 3 月 24 日付け 4 消安第 6706 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「細則」という。）第 3 のほか、別添 2 に従って調査を実施するよう植物防疫所に指示するとともに、都道府県に対し、植物防疫所と連携して調査を実施するよう要請するものとする。なお、その後の遺伝子診断法又は細菌学的性状調査等により、当該疑似症状植物の

症状が火傷病菌によるものではないことが判明した場合は、その時点で対応を終了するものとする。

イ 同定診断

調査において疑似症状植物が確認された場合には、原則、第3の3に準じて、植物防疫所が速やかに同定を行う。

(2) 侵入原因調査

火傷病が発見された原因を解明するため、植物防疫所は必要に応じ、関係機関の協力を得ながら、発見地点周辺の地域における発生国（地域）からの宿主植物の持ち込みの有無等の必要な事項について調査する。

(3) 追跡調査

植物防疫課は、発生地点から宿主植物が持ち出されている場合等、調査区域外において火傷病が発生している可能性があるかと判断した場合には、当該調査区域外の地域を管轄する植物防疫所に対し、都道府県と連携して火傷病の発生状況等の調査を実施するよう指示するものとする。

3 初動防除

初動防除の実施については、基本指針第5の2に規定するもののほか、次のとおり行うものとする。なお、その後の遺伝子診断法又は細菌学的性状調査等により、当該疑似症状植物の症状が火傷病菌によるものではないことが判明した場合は、その時点で対応を終了するものとする。

- (1) 植物防疫課は、血清学的診断法の結果が陽性であるとの報告を受けた場合には、植物防疫所に都道府県と連携して、調査区域内の農業者等に対し、調査区域内において、実施基準及び細則の内容に準じた以下の防除の徹底を要請するよう指示するとともに、火傷病菌に感染しているおそれのある宿主植物の伐採、除去、廃棄等の準備を開始するよう指示するものとする。なお、遺伝子診断法又は細菌学的性状調査等の結果が陽性であった場合には、当該宿主植物の伐採、除去、廃棄等を実施するものとする。

ア 宿主植物及びその容器包装の調査区域外への移動自粛

イ 栽培管理資材、防除資材等の消毒の措置

ウ 薬剤の散布

エ 訪花昆虫の管理・防除

- (2) 火傷病菌を対象とした薬剤の散布については、銅水和剤、ストレプトマイシン水和剤等の抗生物質剤を用いて行うものとする。なお、これらの薬剤は、火傷病菌に対して適用はないものの、法第29条第1項の規定による防除を行うための使用が可能である。

4 初動対応に関する報告及び共有

植物防疫所は、現地連絡会議、発生状況等の調査及び初動防除等の概要につい

て、植物防疫課に報告するとともに、他の植物防疫所及び疑似症状植物が発見された都道府県を管轄する地方農政局と共有する。

5 初動対応の終了

第4の初動対応は、原則として火傷病の発生が3年間確認されないこと及びその他の情報を踏まえて、現地連絡会議が火傷病の発生が終息したと判断する場合又は緊急防除等の特別な対策が開始された場合に終了する。

6 消費・安全対策交付金の活用

都道府県は、地方農政局と防除計画等を共有し、必要に応じて消費・安全対策交付金の活用について協議する。

第5 対策検討会議の開催

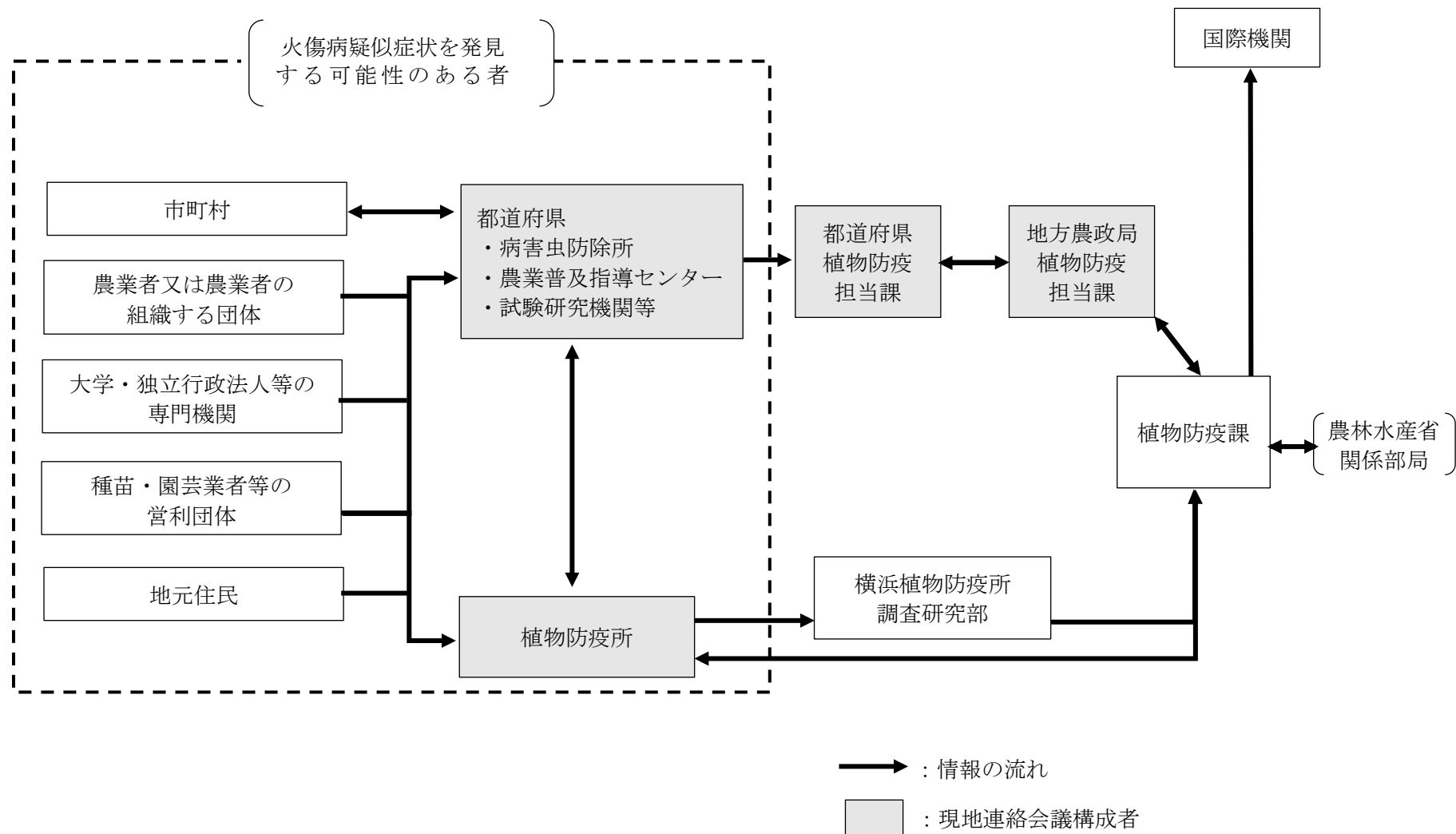
- 1 植物防疫課は第3の3(3)の検定結果(アからウまでの全ての検定が終了している必要はない。)及び第4の4の報告内容を検証し、周辺地域での発生状況、宿主植物の分布・栽培状況等から火傷病菌が定着・まん延するおそれが高いと判断する場合は、火傷病菌のまん延を防止するため、緊急防除等の特別な対策が必要となることを想定し、基本指針第6の1に規定する対策検討会議を開催し、防除対策を決定する。
- 2 農林水産省は、緊急防除の実施が必要とされた場合には、対策検討会議の内容を踏まえて緊急防除を行うものとし、その実施に当たっては、関係都道府県、市町村等に法第19条第1項の規定による協力指示を行うものとする。なお、対策検討会議において、特に迅速な防除が必要とされた場合には、法第18条第2項の緊急措置命令を行うものとする

第6 発生の公表及び報告

発生の公表については、基本指針第6の5に規定するほか次のとおり行うものとする。

- 1 植物防疫課及び都道府県は、遅くとも、第5の対策検討会議の開催前までに、火傷病の発生に関する情報の概要を公表するものとする。
- 2 都道府県は、報道発表、病虫害発生予察特殊報の発出など火傷病の発生に関する情報を公表する場合には、公表の時期、方法及び内容について、あらかじめ植物防疫課と協議するものとする。

連絡体制



別添2（第4の2関係）

発生状況等の調査

1 目視による調査

（1）方法等

以下の宿主植物を対象に、目視により火傷病の疑似症状の有無を確認する。
なお、詳細な方法は第3の1の侵入調査における調査方法と同様であり、調査に当たっては、別記様式の発生状況等の調査野帳を利用又は準用する。

ア 調査区域内に存在する全ての宿主植物

イ 関係者からの聞き取り等により判明した調査区域周辺で火傷病菌への感染が疑われる全ての宿主植物

ウ 疑似症状植物の発見地点を中心とした概ね半径2kmの円により囲まれた区域内の宿主植物の苗木等業者が保有する全ての宿主植物の苗木等

（2）調査時期

調査を実施する時期は以下のとおりとし、火傷病の最終発見日を起点として、原則として3年間実施する。

ア 発生範囲を特定するまでの期間及び発生範囲の特定から防除対策が完了するまでの期間

春季から秋季にかけて随時実施する。ただし、秋季の後半以降は他の病害等による症状が多く見られることから調査は実施しない。

イ 発生範囲を特定し防除対策が完了した後の期間

宿主植物の開花後1～2週間目及び果実形成期にそれぞれ1回ずつ実施することとし、台風等暴風雨又はひょうやあられが降った後にも必要に応じて実施する。なお、苗木等業者が保有する苗木を調査する場合には新梢形成期及び9～10月に実施する。

2 聞き取り等による調査

1の調査等により疑似症状植物が発見された地点及び周辺の土地の所有者又は管理者から以下の情報を聞き取る。また、必要に応じて、調査区域内の養蜂業者、花粉媒介昆虫の利用者、農業者団体、街路樹等の管理機関等からも情報を収集する。なお、調査に当たっては、別記様式の発生状況等の調査野帳を利用又は準用する。

（1）過去数年間の類似症状の発生状況（2）宿主植物の過去数年間の移出入状況

（3）農機具の共有の有無

（4）養蜂が行われている場合のミツバチ等の利用状況全般

（5）花粉媒介昆虫を利用した授粉が行われている場合の花粉媒介昆虫の利用状況全般

（6）宿主植物の開花時期

（7）発生地点からの人の移出入状況

（8）その他発生状況等の調査や防除に資する情報

(別記様式)

整理番号：

発生状況等の調査野帳

調査（記入）者：_____

所 属 機 関：_____

1 基本情報

(1) 調査実施年月日

(2) 聞き取り調査対象者又は調査立会者

氏名 (所属： 、連絡先：)

2 実地調査

(1) 調査対象場所の住所（所有者又は管理者）

(2) 発見された疑似症状植物

ア 植物名：

イ 症状の詳細：

ウ 発生（症状の認められる）範囲：

エ 被害の程度（被害の様子等）：

オ 試料採取の有無（試料採取票番号： ）：

カ その他特記事項：

3 聞き取りによる調査

(1) 過去数年間の類似症状の発生状況

(2) 発生場所への宿主植物（穂木、苗木、花粉等）の過去数年間の移入状況

(3) 発生場所からの宿主植物（穂木、苗木、花粉等）の過去数年間の移出状況

(4) 近隣で共有する農機具と農業機械の種類

(5) 蜜蜂放飼の有無（巣箱の位置、放飼時期、採蜜場所、採蜜植物等）

(6) 授粉のための昆虫放飼の有無（媒介昆虫の種類、利用時期、利用範囲、育成場所、育成者数等）

(7) 発生場所への人の訪問状況

(8) 発生場所からの人の移動状況

(9) 周辺の略図・植生（宿主植物の栽培・野生の宿主植物の分布）

(10) その他